五　受電電力、受電電力量、供給電力若しくは供給電力量の計測方法又は料金調定の方法を変更する場合であって、いずれの託送供給等利用者の支払うべき料金及び延滞利息の額及びその他の負担も増加しない場合

六　送電上の責任の分界を変更する場合であって、いずれの託送供給等利用者の支払うべき料金及び延滞利息の額及びその他の負担も増加しない場合

七～十　［略］

第二十二条　法第十八条第五項の規定による託送供給等約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第十九の託送供給等約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二　［略］

三　第十八条第二号ロの事項を変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）しようとする場合にあっては、第十七条の三第一項の規定により提出した書類の写し（法第十七条の二第四項の承認を受けた場合にあっては、第十七条の四第一項の規定により提出した書類の写し）及び一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した書類

［削る］

四　［略］

第二十四条　法第十八条第八項の規定による託送供給等約款の変更の届出をしようとする者は、様式第二十の託送供給等約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二　［略］

［削る］

三　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

（電気事業託送供給等収支計算規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　電気事業託送供給等収支計算規則の一部を改正する省令（令和四年経済産業省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の点線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の点線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 この省令は、公布の日から施行する。ただし、様式第一第十一表の記載注意2の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。	**附　則** この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一第十一表の記載注意2の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

（電気事業託送供給等収支計算規則の一部改正）

第三条　電気事業託送供給等収支計算規則（平成十八年経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の点線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の点線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
別表第１（第２条関係） 事業者に係る託送供給等収支配分基準 １．発生の主な原因を勘案して、電灯料、電力料、地帯間販売電源料（調整交付金に相当する額（以下「調整交付金相当額」という。）を除く。）、地帯間販売送電料（電源線に係る収益を除く。）、他社販売電源料、託送収益（電源線に係る収益、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第13条の３の３第３号に掲げる部門（以下「送配電部門」という。）の収益に整理すること。	**別表第１**（第２条関係） 事業者に係る託送供給等収支配分基準 １．発生の主な原因を勘案して、電灯料、電力料、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料（電源線に係る収益を除く。）、事業者間精算収益、電気事業雑収益、遅収加算料金及び社内取引収益を、一般送配電事業等の業務に関する部門（以下「送配電部門」という。）の収益に整理すること。